市町村コード
2 3 3 4 2 1
愛知県豊山町

法人町民税領収証書 ㊫

口座番号	加入者
00890-0-960378	豊山町役場

所在地及び法人名 （法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

〒

様

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
から まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
	04											
合計額	05											

納期限	令和　年　月　日

領収日付印

上記のとおり領収しました。

◎この納付書は、３枚１組となっていますので、切り離さずに提出してください。

（納税者保管）

キリトリセン

市町村コード
2 3 3 4 2 1
愛知県豊山町

法人町民税納付書 ㊫

口座番号	加入者
00890-0-960378	豊山町役場

所在地及び法人名 （法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

〒

様

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
から まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
	04											
合計額	05											

納期限	令和　年　月　日
※日計	口
	円

※印はゆうちょ銀行において使用する欄です。

領収日付印

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

キリトリセン

種目	13

市町村コード
2 3 3 4 2 1
愛知県豊山町

法人町民税領収済通知書 ㊫

口座番号	加入者
00890-0-960378	豊山町役場

所在地及び法人名 （法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

〒

様

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
から まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
	04											
合計額	05											

納期限	令和　年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	三菱UFJ銀行 小牧支店
取りまとめ局	〒469-8794 名古屋貯金事務センター

領収日付印

豊山町ホームページダウンロード用納付書

上記のとおり通知します。（豊山町保管）

〈ご利用方法〉

－－－－－で切り取り、３枚とも同じ内容のことを確認のうえ、一緒に提出してください

納付書の記載について

◎「税額」欄の法人税割額、均等割額をそれぞれに区分して税額を記載してください。

◎「申告区分」欄は該当するものを○印で囲んでください。

◎延滞金算出基礎：納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（ただし、平成26年1月1日以降は各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合。平成12年1月1日から平成25年12月31日までは各年の日本銀行法で定められる前年11月末現在の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。上限年7.3%）の割合で、1月を経過した日から納付した日までの期間については、年14.6%（ただし、平成26年1月1日以降は各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合。上限年14.6%）の割合で計算した延滞金が徴収されます。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合です。

延滞金特例基準割合…租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合

※令和2年12月31日までは、「特例基準割合」と読み替えます。

納付については、下記の金融機関本店支店等で取り扱います。

- 豊山町役場会計課・三菱ＵＦＪ銀行・尾張中央農業協同組合
- 愛知銀行・西春日井農業協同組合・中日信用金庫
- 岐阜信用金庫・中京銀行・名古屋銀行・十六銀行
- 東春信用金庫・瀬戸信用金庫・東濃信用金庫
- 愛知、岐阜、三重、静岡県内のゆうちょ銀行（郵便局）